

定例監査結果報告

1 監査の種別

定例監査

2 監査の対象

子供未来局

建設局（総務課，道路部）

各区役所（上記部局に関連する事務事業に限る。）

3 監査の期間

平成31年2月6日から令和元年7月9日まで

4 監査の範囲及び方法

今回の監査は，平成30年度に執行された事務事業のほか，必要に応じ，平成30年度以外の年度に執行された事務事業の一部について，関係書類を調査するとともに，担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の結果

事務事業について，改善を要する事例及び意見は，次のとおりであり，それらを除き，おおむね適正に執行されていると認める。

（改善を要する事例）

(1) 共同溝及び占用物件の管理に要する費用の負担金等の徴収事務について

共同溝及び占用物件の管理に要する費用並びに共同溝附帯設備に係る電気料金は，仙台市共同溝管理規程（平成8年3月29日建設局長決裁）に定めるところにより，これを道路管理者である区長及び占用者がそれぞれ負担することとされており，区長がその負担金を各占用者から徴収するものとされている。

ところが，若林区道路課においては，共同溝の管理に要する費用の負担金を算定する際に，二重に消費税を加算し負担金を徴収していた。

また，若林区道路課及び太白区道路課においては，共同溝附帯設備の電気料金に係る負担金を算定する際に，各占用者の毎月の電気使用量に基づき1年分を計上すべきところ，3月分を計上せずに負担金を徴収していた。

負担金の算定に当たっては，関係規程に則り，適正な事務処理を行う必要がある。

（若林区，太白区）

(2) 補助金の交付について

街路灯電気料補助金の交付については、仙台市街路灯補助金交付要綱（昭和 55 年 4 月 1 日建設局長決裁）において、当該年度中に街路灯新設に係る補助金の交付を受けた街路灯を除くと定められている。

ところが、太白区道路課においては、当該年度中に街路灯新設に係る補助金の交付を受けた街路灯を除くことなく、街路灯電気料補助金を交付している事例があった。

補助金の交付事務に当たっては、関係規程に則り、適正に処理する必要がある。

（太白区）

(3) 委託契約の履行確認について

委託契約の履行確認に当たっては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 2 項の規定により、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならないとされており、仙台市検査事務要綱（昭和 46 年 8 月 1 日財政局長決裁）の規定により、厳正かつ公平に行わなければならないとされている。また、委託料の支出に当たっては、仙台市会計規則（昭和 39 年仙台市規則第 18 号）第 59 条の規定により、請求金額及び請求金額の基礎となる内訳を調査することとされている。

ところが、宮城野区道路課においては、道路支障物撤去業務委託について、仕様書により作業時間帯に応じて適用する単価を定めていたところ、相手方から仕様書に定める作業時間帯とは異なる単価による請求があったにもかかわらず、作業時間帯の確認を十分に行わず、委託料を過払していた事例があった。

委託契約の履行確認に当たっては、関係法令等に則り、適正に行う必要がある。

（宮城野区）

（意見）

(1) 道路照明灯の電力契約に係る事務について

道路照明灯の電力契約に係る不適切な事務について、建設局は本年 2 月 1 日に公表し、最終的に「道路照明灯の電力契約における不適切な事務に関する調査結果について」（以下「調査結果報告」という。）をまとめ 4 月 25 日に市議会に報告した。

今回の定例監査を実施した対象部局の事務事業においては、平成 30 年度中の当該道路照明灯の電力契約に係る事務も含まれており、監査の実施により、電力契約の手続きについて統一的な事務処理ルールがなく確実な処理確認がされていなかった事例、道路照明灯の管理台帳の記載が十分でなかった事例、電気料支払いにおける請求内容のチェックが十分でなく関係文書の管理も不適切であった事例などを把握したところである。

当該事務が適切に行われていなかったことは誠に遺憾であり、二度とこうした事態を起こすことのないよう、建設局の総括のもと各区関係部局が一丸となって、電力契約情報を網羅した道路照明灯台帳を的確に整備するとともに、今回作成の手順書に基づいた確実な事務の管理及び処理を行うなど、手順書の実効性の検証も含め、調査結果報告に掲げた再発防止策を着実に実施・徹底していくことを強く望むものである。

(建設局)